

いの町農業委員会議事録

日 時 令和4年9月29日(木) 14時00分～15時05分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 9名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	—
2	井上 繁利	出		森田 弘志	—
3	筒井 延代	出		小松 保喜	—
4	尾崎 一章	出		山中 久光	—
5	大原 美智子	出		氏原 憲明	—
6	和田 光正	出		西野内 國廣	—
7	池澤 秀幸	出		日野 直宏	欠
8	森田 健一	欠		中岡 弘明	欠
9	水田 亮	出		山本 武巧	—
10	刈谷 真幸	出		水田 博章	—
11	伊東 豊江	欠		山岡 孝志	—

農業委員会事務局 3名

吾北分室	公文 奏瑠
本川分室	山内 靖之
書記	大川 智史

議 題

- 第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第44号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 第45号議案 農地の区域設定について
 第46号議案 地籍調査事業区域における農地地目変更について
 第47号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について

《開会の挨拶》

議 長 第43号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

大 川 本日は中岡委員が欠席されておりますので引き続き私の方から説明させていただきます。場所としましてはＪＲ波川駅の南側にある土地になります。バイパスのすぐ傍にある農地です。中岡委員とは現地確認を実施しておりませんが、意見としては、申請地の隣接地が今回の譲受人の土地で、土地を買って自分の土地とまとめようということです。特に問題はないというお話でした。

議 長 第４３号議案につきまして関係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第４４号議案については許可したいと思えます。続きまして第４４号議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

公 文 山中委員が欠席されておりますので私の方から説明させていただきます。場所は高知アイスの向かい側にある橋から大野内方面へ１．５kmほど行ったところにあります。１２日に山中委員と現地確認に行きました。お家の横に倉庫と駐車場、道路を挟んだ向かい側にお墓を建てる計画です。写真２ページ目の上段にある車の停まっているところをすぐに駐車場として既に使っています。お墓は許可後に建築します。農地は転用箇所に隣接していないので周囲に影響はないとのことで、特に問題はないとのことです。

議 長 第４４号議案につきまして関係委員の発言が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで第４４号議案については許可したいと思えます。続きまして第４５号議案農地区域の設定について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

山 内 日野委員が欠席されておりますので私の方から説明させていただきます。場所は本川総合支所を越裏門のほうへ５００m程行ったところ

の県道沿いになります。写真2ページ目の上段は県道から北側に向けて撮影したものになります。左側の方に家屋に映っておりますけども、この家屋が3ページ目にある家屋と同一です。土地は家屋を囲むような形状になっております。現地を9月12日に日野委員と確認してきました。現況は写真のとおり施設のようなものではなく、耕作道で大きく使われているようなことはありませんでした。

議 長 住宅については売買の話はないのですか。

大 川 空き家バンクに登録するために区域設定を行うものです。写真にある家がそうではないかと思われます。

公 文 場所は吾北タイヤ商会の向かい側にある畑になります。9月12日に山中委員と現地確認を行いました。鉄骨が残っていますがこれはキューイを作っていた跡で、農地として使う分に問題はないでしょうとのことでした。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら設定することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで設定の公告を行いたいと思います。続きまして地籍調査事業区域における農地地目変更について事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について質問等はございませんか。ないようでしたら適当であると答申することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申したいと思います。続きまして第47号議案農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の報告が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら専決処分ですのでこれで終わりたいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 4 年 10 月 29 日

会長

北川善雄

署名委員

和田光正

署名委員

池澤秀章